

さいたま市告示一覧

令和4年2月1日から
同月15日まで

【目次】

- | | | |
|-------|------------------------|-------------------------|
| 第184号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局福祉部生活福祉課】 |
| 第185号 | 道路の区域変更 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第186号 | 道路の供用開始 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第187号 | 電線共同溝道路指定 | 【建設局土木部土木総務課】 |
| 第188号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第189号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【環境局資源循環推進部資源循環政策課】 |
| 第190号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局商工観光部商業振興課】 |
| 第191号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第192号 | 第1号事業者の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第193号 | 居宅サービス等を行う事業者又は施設の廃止 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第194号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第195号 | 指定緑地の解除 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第196号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局税務部収納対策課】 |
| 第197号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局税務部収納対策課】 |
| 第198号 | 告示した事項の訂正 | 【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】 |
| 第199号 | さいたま市森林整備計画変更案の縦覧 | 【経済局農業政策部農業環境整備課】 |
| 第200号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第201号 | 農用地利用集積計画を定めた件 | 【経済局農業政策部農業政策課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年2月1日から同月15日まで）

- 第202号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第203号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第204号 市が実施する一般競争入札
【議会局総務部秘書総務課】
- 第205号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第206号 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第207号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第208号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第209号 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の新規の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第210号 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の辞退の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第211号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部医事課】
- 第212号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第213号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第214号 令和4・5年度さいたま市葬祭業者登録制度の実施
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第215号 市が実施する一般競争入札
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第216号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所個人課税課】
- 第217号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第218号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第219号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第220号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】
- 第221号 さいたま市伝統産業事業所の指定
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第222号 市が実施する一般競争入札
【経済局農業政策部見沼グリーンセンター】

さいたま市告示一覧（令和4年2月1日から同月15日まで）

第223号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局生涯学習総合センター鈴谷公民館】
第224号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局生涯学習総合センター岸町公民館】
第225号	土地区画整理事業の施行に関する書類の送付にかわる公告	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第226号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部健康教育課】
第227号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第228号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第229号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第230号	国民健康保険の被保険者証等の無効	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第231号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第232号	農業振興地域整備計画の変更	【経済局農業政策部農業環境整備課】
第233号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第235号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第236号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第237号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第238号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第239号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第240号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第241号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第242号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第243号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第244号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】

さいたま市告示一覧（令和4年2月1日から同月15日まで）

第245号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部調達課】
第246号	不動産等の最高価申込者の決定等の公告	【財政局北部市税事務所納税調査課】
第247号	換地処分の公告	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第248号	市が実施する一般競争入札	【総務局危機管理部危機管理課】
第249号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
第250号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
第251号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課】
第252号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
第253号	市が実施する一般競争入札	【議会局総務部秘書総務課】
第254号	市が実施する一般競争入札	【議会局総務部秘書総務課】
第255号	市が実施する一般競争入札	【浦和区役所健康福祉部保健センター】
第256号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第257号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【保健福祉局福祉部年金医療課】
第258号	市が実施する一般競争入札	【中央区役所区民生活部総務課】
第259号	市が実施する一般競争入札	【中央区役所区民生活部総務課】
第260号	大規模小売店舗の変更の届出	【経済局商工観光部商業振興課】
第261号	大規模小売店舗の変更の届出	【経済局商工観光部商業振興課】
第262号	景観重要建造物の指定	【都市局都市計画部都市計画課】
第263号	市が実施する一般競争入札	【総務局危機管理部防災課】
第264号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局保健所保健総務課】
第265号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局中央図書館管理課】

さいたま市告示一覧（令和4年2月1日から同月15日まで）

- | | | |
|-------|-------------------------------|------------------------------|
| 第266号 | 市が実施する一般競争入札 | 【教育委員会事務局学校教育部教育研究所】 |
| 第267号 | 市が実施する一般競争入札 | 【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】 |
| 第268号 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第269号 | 町の区域の変更 | 【市民局区政推進部】 |
| 第270号 | 市有地の公売 | 【財政局財政部資産経営課】 |
| 第271号 | 都市公園の供用開始（三室第一公園） | 【都市局都市計画部都市公園課】 |
| 第272号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】 |
| 第273号 | さいたま市歴史資料保存箱の保管及び集配業務 | 【総務局総務部アーカイブスセンター】 |
| 第274号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第275号 | 公共下水道事業計画の変更 | 【建設局下水道部下水道計画課】 |
| 第276号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第277号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第278号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局南部建設事務所建築指導課】 |
| 第279号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【経済局商工観光部観光国際課】 |
| 第280号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第281号 | 市が実施する一般競争入札 | 【大宮区役所区民生活部総務課】 |
| 第282号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第283号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |

さいたま市告示第184号

さいたま市福祉まるごと相談窓口業務用端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市福祉まるごと相談窓口業務用端末賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市西区西大宮3丁目4番地2外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年6月1日から令和7年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立支援業務用端末に関する賃貸借契約を締結した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048(829)1846

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月15日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月17日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月21日（月）14時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟第 2 入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 2 月 21 日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話 048（829）1254 FAX 048（829）1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課

電話 048（829）1846 FAX 048（829）1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和 4 年度歳入歳出予算が令和 4 年 3 月 31 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 4 年 4 月 1 日までに確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第185号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
川口上尾線	さいたま市大宮区浅間町一丁目198番1	前	10.60	14.00
	さいたま市大宮区浅間町一丁目198番1		20.20	
	さいたま市大宮区浅間町一丁目198番1	後	10.60	14.00
	さいたま市大宮区浅間町一丁目198番1		10.60	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
L第923号線	さいたま市緑区大字大間木字会ノ谷393番10地先	前	20.00	44.40
	さいたま市緑区大字大間木字会ノ谷407番3地先		23.61	
	さいたま市緑区大字大間木字会ノ谷393番10地先	後	20.00	44.40
	さいたま市緑区大字大間木字会ノ谷407番3地先		20.00	
10344号線	さいたま市北区盆栽町202番2地先	前	3.64	109.26
	さいたま市北区盆栽町206番1地先		3.82	
	さいたま市北区盆栽町202番2地先	後	4.00	109.26
	さいたま市北区盆栽町206番1地先		4.00	
11486号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸997番1	前	2.73	209.08
	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎1044番5		2.75	
	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸997番1	後	3.37	209.08
	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎1044番5		4.04	

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
1 1 4 9 5 号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸 992 番地先	前	2.72	209.19
	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎 1154 番 7 地先		2.75	
	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸 992 番地先	後	3.37	209.19
	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎 1154 番 7 地先		6.00	
3 2 2 9 1 号線	さいたま市西区大字宝来字上仲田 507 番地先	前	2.00	54.65
	さいたま市西区大字宝来字上仲田 507 番地先			
	さいたま市西区大字宝来字上仲田 507 番地先	後	4.00	54.65
	さいたま市西区大字宝来字上仲田 507 番地先			
2 4 4 7 号線	さいたま市岩槻区西町三丁目 4824 番 2 地先	前	2.73	101.23
	さいたま市岩槻区西町三丁目 4780 番 1 地先		6.01	
	さいたま市岩槻区西町三丁目 4824 番 2 地先	後	4.00	101.23
	さいたま市岩槻区西町三丁目 4780 番 1 地先		6.01	
3 3 2 5 号線	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 44 番 1	前	1.82	269.44
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 104 番 1		2.78	
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 44 番 1	後	4.50	269.44
	さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 104 番 1			

さいたま市告示第186号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
さいたま幸手線	さいたま市岩槻区大字鹿室字上宿 418 番 1	令和4年2月2日
	さいたま市岩槻区大字鹿室字上宿 420 番 1	
蓮田杉戸線	さいたま市岩槻区大字鹿室字上宿 413 番 1	令和4年2月2日
	さいたま市岩槻区大字鹿室字上宿 418 番 1	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
10344号線	さいたま市北区盆栽町 202 番 2 地先	令和4年2月2日
	さいたま市北区盆栽町 206 番 1 地先	
11486号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸 997 番 1 地先	令和4年2月2日
	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎 1044 番 5 地先	
11495号線	さいたま市見沼区大字蓮沼字薊ヶ谷戸 992 番地先	令和4年2月2日
	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎 1154 番 7 地先	
20001号線	さいたま市大宮区仲町二丁目 85 番地先	令和4年2月2日
	さいたま市大宮区大門町二丁目 94 番 1 地先	
20088号線	さいたま市大宮区吉敷町一丁目 116 番 1 地先	令和4年2月2日
	さいたま市大宮区下町二丁目 3 番 8 地先	
32291号線	さいたま市西区大字宝来字上仲田 507 番地先	令和4年2月2日
	さいたま市西区大字宝来字上仲田 507 番地先	
2447号線	さいたま市岩槻区西町三丁目 4824 番 2 地先	令和4年2月2日
	さいたま市岩槻区西町三丁目 4780 番 1 地先	

3 3 2 5 号 線

さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 44 番 1 地先

さいたま市岩槻区大字柏崎字下組 104 番 1 地先

令和 4 年 2 月 2 日

さいたま市告示第187号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類	路線名	区間	指定の部分
市道	20054号線	さいたま市大宮区宮町二丁目1番1地先から さいたま市大宮区宮町二丁目8番3地先まで	上下線

さいたま市告示第188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字掛字中252番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年5月21日
第開-N2021008号
- 4 検査済証番号
令和4年1月31日
第完-N2021008号

さいたま市告示第189号

さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

(3) 業務概要

さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月24日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) この告示をした日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。

3 応募書類等の交付

企画提案書を提出しようとする者に対し、応募書類等を無償で交付する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電話 048(829)1338

(2) 交付期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月17日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付資料

- ア さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案仕様書
- イ さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案実施要綱
- ウ さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案様式

(4) その他

交付資料については、さいたま市ホームページからダウンロードできる。

URL：<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p086217.html>（以下、ホームページとはこのURLを指す。）

4 説明会

- (1) 本件に関する説明会は開催しない。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合は、「6 質問及び回答」のとおり質問することができる。

5 参加意思の表明

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

- (1) 提出書類
参加意思表明書（様式1）
- (2) 提出期間
3(2)に同じ
- (3) 提出先
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参または郵送

6 質問及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

- (1) 提出書類
質問書（様式2）
- (2) 提出期間
令和4年2月1日（火）から令和4年2月14日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 提出方法
電子メール（アドレス：shigen-junkan@city.saitama.lg.jp）にて受付。なお、電子メール以外の方法による質問には応じない。
- (4) 質問に対する回答
令和4年2月15日（火）までにホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案実施要綱に定める
- (2) 提出期間
令和4年2月1日（火）から令和4年3月4日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 提出先
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参または郵送

8 企画提案会の実施

企画提案書を補完するため、企画提案会（プレゼンテーション）を実施する。

- (1) 実施日時、場所
詳細は、5(1)による参加意思表明書を提出した者に対し、郵送により別途通知する。
- (2) 実施方法
7(1)により提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。
ア 出席者は2名以内とする。

イ 説明資料は企画提案書のみとし、追加資料の持込やパソコン等を使用してのプレゼンテーションは禁止する。

9 審査・選定

- (1) 企画提案については、企画審査委員会がさいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託企画提案実施要綱に定める審査基準に基づき審査を実施し、総合的な評価により企画提案の順位を決定する。なお、審査の段階で本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、順位付けの対象としない。
- (2) (1)に記載する企画提案の評価結果により、最も順位が高かったものを第一契約候補者として選定する。なお、すべての企画提案が本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、第一契約候補者を選定しない場合がある。
- (3) 評価の結果は、他の企画提案者の名称、得点も含めて「8 企画提案会の実施」による企画提案会に参加したすべての者に通知する。

10 辞退届

5(1)による参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

- (1) 提出書類
辞退届（様式3）
- (2) 提出先
3(1)に同じ
- (3) 提出方法
持参または郵送（事前に電話連絡を行うこと。）

11 その他

- (1) 本件の手続きに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案の内容が、業務委託の内容としてそのまま実施されとは限らない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ウ 「8 企画提案会の実施」による企画提案会に参加しなかった場合
 - エ 見積金額がさいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案実施要綱で示す事業費限度額を超えている場合
- (4) 詳細は、さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案仕様書及びさいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等業務委託 企画提案実施要綱による。

12 連絡先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電 話 048(829)1338
FAX 048(829)1991
E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp
所 管 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課政策推進係
電 話 048(829)1338

内 線 3 1 6 1

さいたま市告示第190号

さいたまスイーツウェブサイト管理運営について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたまスイーツウェブサイト管理運営業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「製作／コンピュータ関連」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に国又は地方公共団体において、同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 048（829）1364

(2) 交付期間

本告示日から令和4年2月10日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認審査申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月15日(火)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日(木)午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 さいたま市役所 西会議棟第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年2月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法等

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課
電話 048（829）1364

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部商業振興課及びホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文及び第54条の2第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号、第78条の11第1項第1号、第85条第1項第1号、第115条の10第1項第1号及び第115条の20第1項第1号の規定により告示する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) イリーゼ東岩槻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目8番地9
- イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 H I T O W A ケアサービス株式会社
- エ 申請者住所 東京都港区六本木1丁目4番5号
- オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
- カ 指定番号 1176519575
- キ 指定年月日 令和4年2月1日

(2) イリーゼ東岩槻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目8番地9
- イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 H I T O W A ケアサービス株式会社
- エ 申請者住所 東京都港区六本木1丁目4番5号
- オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
- カ 指定番号 1176519575
- キ 指定年月日 令和4年2月1日

(3) あいらの杜 大宮南中野

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野429番地1
- イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 株式会社はれコーポレーション
- エ 申請者住所 岡山県岡山市北区表町1丁目5番1号
- オ 代表者 代表取締役 上川 敏文
- カ 指定番号 1176519583
- キ 指定年月日 令和4年2月1日

(4) あいらの杜 大宮南中野

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野429番地1
- イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 株式会社はれコーポレーション
- エ 申請者住所 岡山県岡山市北区表町1丁目5番1号
- オ 代表者 代表取締役 上川 敏文
- カ 指定番号 1176519583

キ 指定年月日 令和4年2月1日

(5) ほっと介護ひばり

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目11番9号

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社ケアプランニング

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目541番地1

オ 代表者 代表取締役 富井 武敏

カ 指定番号 1176519591

キ 指定年月日 令和4年2月1日

(6) ケアセンター浦和美園

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目2番地10

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 株式会社シーヒューマン

エ 申請者住所 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目2-26

オ 代表者 代表取締役 中芝 廉

カ 指定番号 1176519609

キ 指定年月日 令和4年2月1日

(7) 土呂まちかど介護

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区土呂町1丁目11番地5

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社えふみい

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区本郷町222番地3

オ 代表者 代表取締役 西澤 郁生

カ 指定番号 1176519617

キ 指定年月日 令和4年2月1日

(8) グループホーム たのしい家南浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区大字大谷口1510番地1

イ 事業種別 認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 株式会社ケア21

エ 申請者住所 大阪府大阪市北区堂島2丁目2番2号

オ 代表者 代表取締役 依田 雅

カ 指定番号 1196501306

キ 指定年月日 令和4年2月1日

(9) グループホーム たのしい家南浦和

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区大字大谷口1510番地1

イ 事業種別 介護予防認知症対応型共同生活介護

ウ 申請者 株式会社ケア21

エ 申請者住所 大阪府大阪市北区堂島2丁目2番2号

オ 代表者 代表取締役 依田 雅

カ 指定番号 1196501306

キ 指定年月日 令和4年2月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第192号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) ほっと介護ひばり

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷8丁目11番9号
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社ケアプランニング
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目541番地1
- オ 代表者 代表取締役 富井 武敏
- カ 指定番号 1176519591
- キ 指定年月日 令和4年2月1日

(2) ケアセンター浦和美園

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区美園東1丁目2番地10
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社シーヒューマン
- エ 申請者住所 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目2-26
- オ 代表者 代表取締役 中芝 廉
- カ 指定番号 1176519609
- キ 指定年月日 令和4年2月1日

(3) すてっぷトレーニングセンター伊奈

- ア 事業所住所 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台4-62
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 合同会社W l a f
- エ 申請者住所 埼玉県春日部市備後西3丁目5番33号
- オ 代表者 代表社員 福田 直人
- カ 指定番号 11A1300032
- キ 指定年月日 令和4年2月1日

(4) コンパスワーク伊奈

- ア 事業所住所 埼玉県北足立郡伊奈町寿3丁目84番地1 サンライズINA1階
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 木と風工房株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県北足立郡伊奈町大字大針1236番地1
- オ 代表者 代表取締役 道下 肇郁
- カ 指定番号 1171300765
- キ 指定年月日 令和4年2月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号及び第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

- (1) 株式会社大宮介助センター
 - ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目393番地21
 - イ 事業種別 居宅介護支援
 - ウ 申請者 株式会社大宮介助センター
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区吉野町1丁目393番地21
 - オ 代表者 代表取締役 浅野 正光
 - カ 指定番号 1170300550
 - キ 廃止年月日 令和4年1月31日
- (2) 生活リハ ゆう・つつじヶ丘公園
 - ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目214番地3
 - イ 事業種別 通所介護
 - ウ 申請者 ALSOK介護株式会社
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋2丁目795番地
 - オ 代表者 代表取締役 宮澤 裕一
 - カ 指定番号 1176500708
 - キ 廃止年月日 令和4年1月31日
- (3) 生活リハ ゆう・つつじヶ丘公園
 - ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目214番地3
 - イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
 - ウ 申請者 ALSOK介護株式会社
 - エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区三橋2丁目795番地
 - オ 代表者 代表取締役 宮澤 裕一
 - カ 指定番号 1176500708
 - キ 廃止年月日 令和4年1月31日
- (4) イリーゼ東岩槻訪問介護センター
 - ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目8番地9
 - イ 事業種別 訪問介護
 - ウ 申請者 HITOWAケアサービス株式会社
 - エ 申請者住所 東京都港区六本木1-4-5
 - オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
 - カ 指定番号 1176513339
 - キ 廃止年月日 令和4年1月31日
- (5) イリーゼ東岩槻訪問介護センター

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目8番地9
イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
ウ 申請者 H I T O W A ケアサービス株式会社
エ 申請者住所 東京都港区六本木1-4-5
オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
カ 指定番号 1176513339
キ 廃止年月日 令和4年1月31日

(6) イリーゼ東岩槻居宅介護支援事業所

ア 住所 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻1丁目8番地9
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 申請者 H I T O W A ケアサービス株式会社
エ 申請者住所 東京都港区六本木1-4-5
オ 代表者 代表取締役 袴田 義輝
カ 指定番号 1176513487
キ 廃止年月日 令和4年1月31日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字宝来字根岸前805番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年7月21日

第開-N2021043号

4 検査済証番号

令和4年1月31日

第完-N2021043号

さいたま市告示第195号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第16条において準用する第8条の規定に基づき、保存緑地保全区域を次のとおり指定を解除したので告示する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

(1) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 指定番号、所在地、指定地積、区域面積

別添のとおり

(3) 図面

別添のとおり

(4) 解除年月日

令和4年2月1日

さいたま市保存緑地指定（解除）地区一覧（令和4年2月1日）

	指定番号	所在地	指定地積（㎡）	区域面積（㎡）
①	684	北区日進町3丁目403番	1,005.00	2,300.00
		北区日進町3丁目404番	618.00	
		北区日進町3丁目405番	677.00	
②	685	北区日進町3丁目407番	664.00	664.00



指定番号 684
所在地 西区日進町3丁目403番他2筆
区域面積 2,300.00㎡

指定番号 685
所在地 西区日進町3丁目407番
区域面積 664.00㎡

スーパー
セカンド
ストリート
大宮日進店

戸崎橋

内野本郷
排水機場

日進中継
ポンプ場



国土交通省
大宮国道事務所
大宮出張所
大宮国道事務所 大宮出張所

共栄橋

日進町三丁



1/2500

さいたま市告示第196号

さいたま市市税等徴収金収納業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市税等徴収金収納業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

(3) 業務内容

さいたま市市税徴収金収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、税徴収金の消込（収入整理）業務、過誤納金の還付・充当業務、口座振替業務及び督促・催告業務を行う。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、本市内に本店または支店・営業所などを有していること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けていること。

3 仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085650.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月15日（火）まで。

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次により受け付けるものとする。

(1) 質問方法

電子メールによる。

(2) 質問先

さいたま市財政局税務部収納対策課

電子メールアドレス shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp

(3) 受付期間

本入札の告示日から令和4年2月10日（木）午後5時まで

(4) 回答方法

令和4年2月14日（月）に電子メールにて回答する。

5 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行わなければならない。

(1) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

ア 交付方法

3(1)に同じ

イ 交付期間

3(2)に同じ

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 競争入札参加申込兼資格確認申請書

(イ) 2(4)及び(5)の資格を有することを証する書面の写し

イ 提出場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局税務部収納対策課（さいたま市役所6階）

ウ 受付期間

3(2)に同じ

エ 提出方法

持参

(3) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知」という。）を交付するものとする。

ア 交付場所

5(2)イに同じ

イ 交付日時

令和4年2月17日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

ウ 交付方法

郵送希望者については、5(2)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出

た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月21日（月）午後4時までにさいたま市財政局税務部収納対策課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札時には入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年2月28日（月）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局税務部収納対策課

(3) 入札方法

ア 入札書の提出は送付先への郵送とし、二重封筒を用いる。郵送の際は、必ず一般書留（簡易書留を含む。）にて送付すること。内封筒には入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者を記載し封かんする。封かんした内封筒を郵送用の外封筒に封入し送付する。外封筒にはあて名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあつては法人名）を記載しなければならない。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、再度期日を定め再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札の方法及び期日については、再度入札者参加者にさいたま市ホームページにて公表する。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号

）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 入札書を持参により提出することはできない

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

8 開札の立会う者に関する事項(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開札の立ち合いは原則ご遠慮頂いております。)

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所に入場できる。

(2) 代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければならない。

(3) 開札時には、必ず携帯電話の電源を切ること。

(4) 入札者及びその代理人は、開札場へ入場するときに、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがあるので、必ず持参すること。

9 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 開札の日時、場所及び開札結果

(1) 日時

令和4年3月2日(水) 13:30

(2) 場所

さいたま市役所 6階会議室

(3) 開札結果

落札者の決定については、その者の商号または氏名及び落札金額を発表し、落札決定の旨を宣言する。また、落札者について、当該入札参加者に対し、開札日当日の午後5時までに電話または書面により連絡する。あわせて、さいたま市ホームページにて公表する。

11 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

12 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札。

(2) 到達期限までに到達しなかった入札書による入札。

(3) 7(2)(3)に規定した方法によらずに送付された入札書による入札。

14 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、さいたま市契約規則第3

0条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.5 支払条件

委託料の支払いは、契約履行確認検査後、毎月払いで消費税及び地方消費税額を加算した額とする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

1.6 その他

(1) この告示に係る入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして使用すること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085650.html>

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約書の作成を要する。

(5) 本契約の効果は、令和4年度予算の成立を要件とする。

(6) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

1.7 問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048(829)1167

電子メールアドレス shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第197号

さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市税等収納滞納帳票作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」、受注希望業務「電算処理」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けていること。

(5) 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体において「帳票等作成、印字・圧着、封入・封かん業務」の契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

3 仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085649.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月15日（火）まで。

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次により受け付けるものとする。

(1) 質問方法

電子メールによる。

(2) 質問先

さいたま市財政局税務部収納対策課

電子メールアドレス shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp

(3) 受付期間

本入札の告示日から令和4年2月10日（木）午後5時まで

(4) 回答方法

令和4年2月14日（月）に電子メールにて回答する。

5 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行わなければならない。

(1) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

ア 交付方法

3(1)に同じ

イ 交付期間

3(2)に同じ

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 競争入札参加申込兼資格確認申請書

(イ) 2(4)及び(5)の資格を有することを証する書面の写し

イ 提出場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局税務部収納対策課（さいたま市役所6階）

ウ 受付期間

3(2)に同じ

エ 提出方法

持参

(3) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知」という。）を交付するものとする。

ア 交付場所

5(2)イに同じ

イ 交付日時

令和4年2月17日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

ウ 交付方法

郵送希望者については、5(2)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和4年2月21日（月）午後4時までにさいたま市財政局税務部収納対策課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札時には入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年2月28日（月）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局税務部収納対策課

(3) 入札方法

ア 入札書の提出は送付先への郵送とし、二重封筒を用いる。郵送の際は、必ず一般書留（簡易書留を含む。）にて送付すること。内封筒には入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者を記載し封かんする。封かんした内封筒を郵送用の外封筒に封入し送付する。外封筒にはあて名を「さいたま市役所財政局税務部収納対策課」とし、表面に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては法人名）を記載しなければならない。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、再度期日を定め再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札の方法及び期日については、再度入札者参加者にさいたま市ホームページにて公表する。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 入札書を持参により提出することはできない

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

8 開札の立会う者に関する事項(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開札の立ち合いは原則ご遠慮頂いております。)

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所に入場できる。

(2) 代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければならない。

(3) 開札時には、必ず携帯電話の電源を切ること。

(4) 入札者及びその代理人は、開札場へ入場するときに、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求められることがあるので、必ず持参すること。

9 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 開札の日時、場所及び開札結果

(1) 日時

令和4年3月2日（水）14：00

(2) 場所

さいたま市役所 6階会議室

(3) 開札結果

落札者の決定については、その者の商号または氏名及び落札金額を発表し、落札決定の旨を宣言する。また、落札者について、当該入札参加者に対し、開札日当日の午後5時までに電話または書面により連絡する。あわせて、さいたま市ホームページにて公表する。

11 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札。

(2) 到達期限までに到達しなかった入札書による入札。

(3) 7(2)(3)に規定した方法によらずに送付された入札書による入札。

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1 4 その他

- (1) この告示に係る入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして使用すること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p085649.html>

- (2) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 本契約の効果は、令和4年度予算の成立を要件とする。
- (6) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

1 6 問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 048(829)1167

電子メールアドレス shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第198号

令和4年さいたま市告示第148号で告示した事項の一部について、次のとおり変更する。

令和4年2月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更事項

(変更前)

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「駐車場管理」及び業務「警備」の等級区分がA級で受注希望業務「警備（機械警備業務を除く）」で掲載されている者であること。

(変更後)

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「駐車場管理」及び業務「警備」の等級区分がA級で受注希望業務「警備（機械警備業務を除く）」で掲載され、本市内に本店を有する者であること。

2 変更適用時期

令和4年2月2日以降に実施する競争入札参加資格審査から適用する。

さいたま市告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、さいたま市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次の通り公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、さいたま市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、さいたま市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和4年2月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 縦覧場所

さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課

2 縦覧期間

自 令和4年2月2日

至 平成4年3月4日

3 連絡先

(1) 担 当 さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課

(2) 電 話 048（829）1377

さいたま市告示第200号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年2月8日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年2月2日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
1月 29日	猫	北区本郷町	雑種	オス	茶トラ	3～6歳	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第201号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙（別紙省略）のとおり公告します。

令和4年2月2日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月3日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字南589番1、590番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
- 3 許可番号
令和4年1月19日
第変-N2021123号
- 4 検査済証番号
令和4年2月2日
第完-N2021123号

さいたま市告示第203号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(2) 電話 048（829）1386

さいたま市告示第204号

さいたま市市議会だより配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより配布業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 配布部数

予定数量2,560,800部（640,200部×4回）

(4) 業務概要

仕様書のとおり

(5) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「市報等配送・配付」で登載され、かつ、本市内に本社又は支社若しくは営業所等の拠点をもっている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 年度4回以上発行する印刷物を、その行政区域の全世帯（世帯数15万世帯以上）に配布する旨の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月18日（金）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和4年2月21日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
担当 広報係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月25日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和4年3月1日（火）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、配布件数1件当たりに要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所議会棟 2階第 4 委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 3 月 9 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

1.2 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

1.3 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和4年度予算の成立を要件とする。

1.4 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字大谷字弁天1216番1、1217番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年 6月21日

第開-N2021020号

4 検査済証番号

令和4年 2月 3日

第完-N2021020号

さいたま市告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第207号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第209号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第210号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第211号

さいたま市立病院医師事務作業補助者統括管理者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院医師事務作業補助者統括管理者派遣業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(3) 業務概要

さいたま市立病院（以下「病院」という。）において、病院総務課付会計年度任用職員として雇用している医師事務作業補助者の統括管理業務、医師事務作業補助業務等を行う。

詳細については、仕様書のとおり。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登録されていること。

(2) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 労働者派遣事業の許可を得ていること。

(5) 平成31年4月1日以降、医師事務作業補助者の派遣業務を継続して1年以上履行した実績を有すること。

(6) 派遣就業に必要な技能・知識等の教育研修体制があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
担当 矢口 電話 048（873）4168

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)に規定する許可を得ていることを証するものとして、労働者派遣事業の許可証の写し

ウ 2(5)に規定する契約実績を証するものとして、契約書及び仕様書の写し

エ 2(6)に規定する教育研修体制があることを証する書類

オ 入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書及び確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月28日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、3(2)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付ける。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

競争入札参加資格を有しない旨の確認結果を通知された者は、令和4年3月2日（水）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課に競争入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 現場説明会

現場説明会は実施しない。

8 契約の仕様等の詳細に関する質問の受付

競争入札参加資格を有すると認めた者は、業務内容等の詳細について質問がある場合は質問書を

提出することができる。

(1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 提出方法

持参

(4) 質問に対する回答の期限及び方法

令和4年2月25日(金)までにFAXにより回答する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。総価の算出方法については、入札説明書のとおりとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格を有する旨の確認結果の通知書を持参すること。

イ 競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札時点において2の要件を満たさない場合は入札に参加することができない。

(3) 代理人による入札

代理人により入札をする場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は、入札日時までに辞退する旨の書面を提出すること。

(5) 独占禁止法等法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月8日(火)午前10時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院本館3階会議室1・2

(7) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 入札が不調であった場合

ア 再度入札は1回限りとする。

イ 初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効とされた者は、再度入札に参加することが

できない。

(9) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができない。

イ 入札に付した入札書及び入札内訳書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月8日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

9(6)イに同じ

(11) 最低制限価格

設定しない。

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
電話 048(873)4168 FAX 048(874)7613

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 支払条件

(1) 入札内訳書に記載したリーダー及びサブリーダーそれぞれの派遣料金の単価に1カ月の就業時間に乗じて積算した額を合計し、その合計額に消費税額等を加算した額を支払う。ただし、積算の際に乗じて生じた1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 支払の時期は、翌月の末日とする。ただし、病院と落札者が協議し、合意した場合はこの限りではない。

12 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後に、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立

てることができない。

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第212号

さいたま市動物愛護ふれあいセンター緊急電話一時対応業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市動物愛護ふれあいセンター緊急電話一時対応業務

(2) 履行場所

当該業務専用電話を設置する任意の場所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の受注希望業務「受付案内」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日が属する年度の前年度及び前々年度の2年間において、同種業務の契約を国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と2回以上締結し、かつこれらを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
電話 048-840-4150

(2) 交付期間

本告示日から令和4年2月18日（金）まで（日曜日、月曜日、2月11日を除く午前9時か

ら正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 4 年 2 月 22 日（火）午前 9 時から正午まで及び午後 1 から午後 4 時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 3 月 4 日（金）午後 2 時 20 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第 7 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月4日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した入札書比較価格（110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格の110分の100の価格以上の価格で入札したもののうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

電話　048-829-1293

(8) 業務を担当する課

さいたま市桜区大字神田950-1　さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター

電話　048-840-4150

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第213号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

令和2年度 市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 南部市税事務所 個人課税課 普通徴収第2係

(2) 電話 048(829)1387

さいたま市告示第214号

令和4・5年度さいたま市葬祭業者登録制度の実施について、次のとおり告示する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 さいたま市葬祭業者登録制度の概要について

死亡した者の葬祭を行う親族がいない、又は親族がいても葬祭の執行を拒否する場合、各福祉事務所（各区役所福祉課）が葬祭業者に葬祭を依頼します。

さいたま市葬祭業者登録制度とは、このような場合の葬祭業者の選定について、さいたま市の区ごとに葬祭業者の登録名簿を作成し、その名簿に登載されている業者へ葬祭の依頼を行う制度です。本登録は令和4年4月1日から2年間有効となります。詳細については、別紙1「さいたま市葬祭業者登録制度の業務内容説明書」をご覧ください。

2 さいたま市葬祭業者登録制度の対象業者について

- (1) 生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）の葬祭扶助の範囲の料金で葬祭を行うこと。
- (2) 遺体の移送を伴うことから、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業を行っており、さいたま市内に事業所又は営業所が存在し、かつ、その事業所又は営業所に霊柩車又は寝台車を1台以上保有していること。
- (3) 遺体を一時的に保管する場所を有していること。

3 さいたま市葬祭業者登録制度に登録することができない者

2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は申請することができません。

- (1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 正当な理由なく、本制度により依頼した業務の全部又は一部を履行しなかったことがある者
- (3) 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求を行ったことがある者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合、又は暴力団関係者（暴力団の活動もしくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）がその事業活動を使用している場合のいずれかの者暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合、又は暴力団関係者（暴力団の活動もしくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）がその事業活動を使用している場合のいずれかの者
- (5) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業者にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者
- (6) 別に定める期間で、地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業者にあっては個人市民税）について未納がある者
- (7) 個人事業者の場合は、さいたま市に住民登録を有していない者
- (8) 法人の場合は、さいたま市内に事業所又は営業所を有していない者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者のほか、その行った当該業務に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により当該業務を行わせることが不適切であると認められ

る者

4 変更等の届出

- (1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちに届け出るものとします。
- (2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて届け出るものとします。
 - ア 3第1項に該当する者となったとき。
 - イ 法人が解散又は個人事業者の代表者が死亡したとき。
 - ウ 営業停止命令を受けたとき。
 - エ 営業の休止又は再開をしたとき。
 - オ 営業の廃止をしたとき。
 - カ 金融機関に取引を停止されたとき。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
 - ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

5 登録名簿からの抹消

- (1) 名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から抹消するものとします。
 - ア 3第1項から同第9項に該当する者となったとき。
 - イ 法人の解散又は個人事業者の代表者の死亡を確認したとき。
 - ウ 営業を廃止したとき。
 - エ 金融機関に取引を停止されたとき。
 - オ 登録名簿からの抹消を申し出たとき。
- (2) 名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から抹消することができるものとします。
 - ア 4第1項又は同第2項（ウ及びエに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
 - イ 本制度に係る申請、変更に関する届出等に際し、虚偽の記載又は重要な事項について記載をしなかったことが判明したとき。

6 申請書類について

- (1) 提出期間 令和4年2月8日（火）から令和4年3月8日（火）まで
（閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで。）
- (2) 提出場所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所2階 生活福祉課
- (3) 提出書類 別紙2「令和4・5年度さいたま市葬祭業者登録制度申請書」及び別紙3「申請書添付資料一覧表」に記載されている書類
- (4) 提出書類に関する注意事項 別紙4「申請書添付資料作成上の注意事項」のとおり

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課保護係
- (2) 電話 048（829）1845
- (3) F A X 048（829）1961

(4) E-mail seikatsu-fukushi@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第215号

さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 派遣期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に規定する労働者派遣事業許可を受けている者であること。

(5) 平成28年4月1日以降に、国又は地方公共団体と保育に関する相談や保護者対応を業務内容に含む業務委託又は労働者派遣契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課

担当 施設支援係 電話 048(829)1859

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月24日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前10時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月28日(月)及び令和4年3月1日(火)午前10時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月3日(木)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月3日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課
電話 048（829）1859 FAX 048（829）2516

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部幼児政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第216号

下記の書類を、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、公示送達する。

なお、当該書類は、さいたま市南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 送達をする書類

令和 3年度市民税・県民税納税通知書

令和 2年度市民税・県民税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

（省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第3係

(2) 電話 048（829）1389

さいたま市告示 217号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

(1) 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第218号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 1月28日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 45台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/24	南浦和駅東口	不明	XY131127101		
2022/01/24	南浦和駅西口	不明	T52EG590		
2022/01/24	西浦和駅	埼玉県警21-213819984	STTCF18210		
2022/01/25	東浦和駅	埼玉県警13-3?11???	T32XF772		
2022/01/25	南浦和駅東口	埼玉県警17-7431436	G7C00979		
2022/01/25	武蔵浦和駅	新宿C-67198	88A2590		
2022/01/25	武蔵浦和駅	埼玉県警21-213833316	STTLF16629		
2022/01/27	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7323520	YF17010597		
2022/01/28	東浦和駅	埼玉県警19-193114300	A19AC12717		
2022/01/28	東浦和駅	西新井L-11202	STL012525		
2022/01/28	南浦和駅東口	埼玉県警16-6553611	A15AJ36324		
2022/01/28	南浦和駅西口	埼玉県警21-210244158	V200921432		
2022/01/28	武蔵浦和駅	埼玉県警20-202930409	A20AC34627		
2022/01/28	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7432665	F70913723		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/24	大宮駅東口	埼玉県警15-5256752	S0L018655		
2022/01/24	大宮駅東口	埼玉県警21-212898767	SVH312625		
2022/01/24	大宮駅東口	埼玉県警13-3340097	SMH047817		
2022/01/24	大宮駅西口	埼玉県警18-8000537	HE2239822M		
2022/01/24	東大宮駅東口	埼玉県警01-1115816	CS04920		
2022/01/25	大宮駅東口	埼玉県警18-8106162	SNSC04997		
2022/01/25	大宮駅東口	南千住C-79045	A19AC09555		
2022/01/25	大宮駅西口	埼玉県警12-2561337	H7D78697		
2022/01/25	大宮駅西口	埼玉県警13-3501998	A13AJ61136		
2022/01/25	大宮駅西口	埼玉県警15-5257322	A15AB10665		
2022/01/27	大宮駅西口	埼玉県警19-194506864	GG9G51323		
2022/01/27	大宮駅西口	埼玉県警21-211881399	F20V89446		
2022/01/27	大宮駅西口	埼玉県警21-214236214	HT21F13448		
2022/01/28	大宮駅東口	埼玉県警19-193029760	A18AL62979		
2022/01/28	大宮駅東口	埼玉県警15-5518960	A15AA02604		
2022/01/28	大宮駅東口	埼玉県警16-6383621	B6E60323		
2022/01/28	大宮駅東口	埼玉県警21-212379395	JMH201000022		
2022/01/28	東大宮駅西口	埼玉県警18-8004496	S7K017713		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/24	浦和駅東口	群馬県警01219213	CB6AN952		
2022/01/24	浦和駅西口	不明	FJD8H3027		
2022/01/24	浦和駅西口	埼玉県警19-192465400	GC9B11780		
2022/01/24	北浦和駅西口	埼玉県警18-8412541	YJ70700125		
2022/01/24	北与野駅	埼玉県警14-4286244	B3L42655		
2022/01/25	浦和駅東口	埼玉県警11-1076096	SKC07083		
2022/01/25	中浦和駅	不明	JQ16971894		
2022/01/28	浦和駅西口	埼玉県警15-5503726	B5J40088		
2022/01/28	北浦和駅西口	埼玉県警21-211592630	SNUA07026		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/01/24	岩槻駅	埼玉県警21-211428023	ZXL20250105		
2022/01/24	岩槻駅	埼玉県警19-191126408	SNSK05864		
2022/01/24	岩槻駅	埼玉県警18-8228341	F180379423		
2022/01/27	岩槻駅	埼玉県警19-193967515	XJ18L00422		

合計: 45台

さいたま市告示第219号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道イワ115号線）その1（ゼロ債）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年2月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
- ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の1

0分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R4市道イワ115号線）その1（ゼロ債） イ 道路修繕工事（R4市道40572号線）（ゼロ債） ウ スマイルロード整備工事（R4市道イワ110号線）（ゼロ債）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。
契約整理番号	03-4365-130
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道イワ115号線）その1（ゼロ債）
工事場所	さいたま市岩槻区大字谷下地内外
履行期間	契約確定の日から令和4年6月30日まで
概要	延長500.0m 幅員5.9m~6.0m 舗装工【夜間】 路面切削（平均切削厚 t=5cm）12㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=12cm、再生粗粒度 As、t=7cm）3000㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度 As、t=5cm）3010㎡ 付帯工【夜間】一式
予定価格（税込）	事後公表

最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月17日（木）午前9時から 令和4年2月21日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年2月22日（火）午前9時から 令和4年2月24日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月25日（金）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月7日（月）から						
	質問受付期間	令和4年2月 7日（月）午前9時から 令和4年2月16日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月21日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4365-131							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（R4市道40572号線）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市西区大字中野林地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年6月30日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長453m 幅員5.7～7.0m 舗装工【夜間】 路面切削（切削深さ6cm以下）213㎡ 切削オーバーレイ（平均切削深さ12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2450㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）2460㎡（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=4cm）203㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月17日（木）午前9時から 令和4年2月21日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年2月22日（火）午前9時から 令和4年2月24日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月25日（金）午後2時00分							

参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月7日（月）から						
	質問受付期間	令和4年2月7日（月）午前9時から 令和4年2月16日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月21日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4365-132							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道イワ110号線）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市岩槻区太田2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年6月30日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長483.0m 幅員3.0m~6.0m 舗装工【夜間】 路面切削工（平均切削厚 t=5cm）1170㎡ 切削オーバーレイ工（平均切削厚 t=12cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm）1420㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm）2590㎡ 付帯工【夜間】一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月17日（木）午前9時から 令和4年2月21日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年2月22日（火）午前9時から 令和4年2月24日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年2月25日（金）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						

		件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月7日(月)から							
	質問受付期間	令和4年2月7日(月)午前9時から 令和4年2月16日(水)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月21日(月)							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第220号

さいたま市障害者総合支援センター複合機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市障害者総合支援センター複合機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター
担当 管理係 電話 048(859)7255

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月21日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の送付先

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター管理係

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年2月24日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月2日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター2階多目的室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月2日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター
電話 048(859)7255 FAX 048(852)3272

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第221号

さいたま市伝統産業等指定要綱第7条第1項に規定により、次の事業所を同要綱第4条第2号の伝統的な工芸技術を継承する事業所として指定したので、同要綱第8条第1項の規定により告示する。

令和4年2月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した伝統産業事業所

さいたま市伝統産業等指定要綱第4条第1項第2号に規定する伝統産業に属する事業所

指定番号	事業所名	種別	所在地
154	五関張り子 山崎楽山	張り子	桜区大久保領家382
155	広島つけ櫛店	江戸東櫛	中央区鈴谷5-10-9

2 指定の理由

さいたま市伝統産業等指定基準第5条に規定する指定基準を満たしており、その周知性や指定後の影響等を総合的に勘案し、上記事業所が伝統産業事業所としてふさわしいと認めたため指定した。

3 指定年月日

令和4年2月7日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係
- (2) 電話 048(829)1364

さいたま市告示第222号

さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務

(2) 履行場所

さいたま市北区見沼2-94

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「建物総合管理」で登載され、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

(7) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の建築物清掃業又は同条同項第8号の建築物環境衛生総合管

理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市北区見沼2-9-4 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター
担当 管理係 電話 048(664)5915

(2) 交付期間

令和4年2月15日(火)から令和4年2月28日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月2日(水)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和4年3月4日(金)までにさいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンターに入札参加資格の有無の再確認を求め

ることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月10日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒331-0803 さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札

イ 入札者の記名押印若しくは記載すべき事項の記載のない入札又は記入事項若しくは印影の判

読できない入札

ウ 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

エ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

オ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 金額を訂正した入札書による入札

ク 電報、電話、ファクシミリ及び入札場所以外に持参された入札書による入札

ケ 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札

コ 最低制限価格に満たない入札

サ 受領期限までに到達しなかった入札書による入札

シ 7(2)及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

電話 048(829)1376 FAX 048(829)1944

(10) 業務を担当する課

さいたま市北区見沼2-9-4 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

電話 048(664)5915 FAX 048(651)0962

8 入札に関する注意事項

(1) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(2) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) その他

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

1 1 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和4年4月1日に確定させる。

1 2 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第223号

さいたま市立鈴谷公民館パソコン講座システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立鈴谷公民館パソコン講座システム機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-11 さいたま市教育委員会事務局生涯学習総合センター鈴谷公民館

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には、即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-11 さいたま市教育委員会事務局生涯学習総合センター鈴谷公民館

担当 岸 電話 048(859)7322

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月28日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。)1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日(水)午前11時30分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-11 さいたま市立鈴谷公民館 1階コミュニティルーム

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷 7-5-11 さいたま市教育委員会事務局生涯学習総合センター鈴谷公民館

電話 048（859）7322 FAX 048（859）7323

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習総合センター鈴谷公民館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第224号

さいたま市立岸町公民館パソコン研修室システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立岸町公民館パソコン研修室システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町5-1-3

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年5月1日から令和9年4月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 賃貸借された納入機器等を設置、設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が発生した場合には、即時に対応ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町5-1-3 さいたま市教育委員会事務局生涯学習総合センター岸町公民館

担当 飯田 電話 048(824)0168

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月1日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。

）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月7日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町5-1-3 さいたま市教育委員会事務局生涯

学習総合センター岸町公民館

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日(水) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町5-1-3 さいたま市立岸町公民館1階第3講座室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町5-1-3 さいたま市教育委員会事務局生涯学習総合センター岸町公民館

電話 048(824)0168 FAX 048(825)3230

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局生涯学習総合センター岸町公民館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第225号

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地地区画整理事業の書類の送付に代えて掲示されている旨の公告について

石巻広域都市計画事業石巻市湊西地区被災市街地復興土地地区画整理事業に係る下記の者に対する土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項の規定による清算金等金額通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えて、その内容が当該土地地区画整理事業施行地区内にある宮城県石巻市湊西三丁目16番地内にある掲示板に掲示されている。

令和4年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 通知書の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
(省略)	(省略)

さいたま市告示第226号

さいたま市立学校給食センター学校給食配送業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立学校給食センター学校給食配送業務

(2) 履行場所

さいたま市立学校給食センター、さいたま市立三橋小学校及びさいたま市立針ヶ谷小学校

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「学校給食運送」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本業務について、仕様書及び特記仕様書の内容を遵守し確実にを行うことができる者であること。

(7) 過去3年の間に、地方公共団体において学校給食配送業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区本町西6-3-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育課
担当 学校給食センター 電話 048(854)3179

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月25日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後3時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日(金)午前8時30分から午後3時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日（水）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話　048（829）1646　FAX　048（829）1990

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区本町西6-3-1　さいたま市教育委員会事務局学校教育課健康教育課
電話　048（854）3179　FAX　048（852）3960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区大成町三丁目1番12

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-247

東鉄工業株式会社 埼玉支店

執行役員支店長 荒木 誠

3 許可番号

令和3年6月23日

第開-N2021040号

4 検査済証番号

令和4年2月8日

第完-N2021040号

さいたま市告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区宮原町二丁目64番6,64番7,64番8,64番10,64番30,64番31,
64番32,64番33,64番34,64番35,64番36,64番37,64番38,64番39

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年9月24日

第開-N2021094号

4 検査済証番号

令和4年2月8日

第完-N2021094号

さいたま市告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区吉野町一丁目368番2、368番3、368番4、368番31、
368番32、368番33、368番34、368番35、368番36、368番37、
368番38、368番39、368番40

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2
株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和4年 1月14日
第変-N2021084号

4 検査済証番号

令和4年 2月 8日
第完-N2021084号

さいたま市告示第230号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和4年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第231号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和4年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第232号

農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、さいたま市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中にさいたま市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和4年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所
さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間
自 令和4年2月9日
至 令和4年3月11日
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

さいたま市告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字南下新井字宮前656番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県船橋市習志野台四丁目15番9号

有限会社ファーマ 代表取締役 山中学

3 許可番号

令和3年8月20日

第開-N2021061号

4 検査済証番号

令和4年2月9日

第完-N2021061号

さいたま市告示第234号

子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

子ども家庭総合センター内診療室にかかる労働者派遣業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター4階診療室エリア

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で登載されていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10

さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

担当 管理係 電話 048（711）1798

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月2日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月7日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は、単価（税抜）を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども家庭総合センター1階オープンスタジオ

(3) 入札保証金

見積もった金額（支払限度額）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10

さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話 048（711）1798 FAX 048（711）8904

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による

さいたま市告示第235号

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」の受注希望業務「その他の福祉サービス」又は業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」若しくは「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく家計改善支援事業の実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048(829)1846

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年3月2日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課

電話 048(829)1846 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日までに確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第236号

さいたま市生活保護等就労支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活保護等就労支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去に、人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業（一般事業）の事業実績を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048(829)1846

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年3月2日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13

年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日(水)午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課
電話 048(829)1846 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区栄和六丁目180番5、180番6、180番7、180番8、180番9、180番10、180番11、180番12、180番13、180番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桶川市大字下日出谷47番地3

株式会社長野不動産レジデンシャル 代表取締役 林 修

3 許可番号

令和3年10月18日

第開 - S2021040 号

4 検査済証番号

令和4年2月9日

第完 - S2021040 号

さいたま市告示第238号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字中尾字不動谷435番1、435番24、435番25、435番26、435番27、435番28、435番29、435番30、435番31、435番32、435番33、435番34、435番35、435番36、435番37、435番38、435番39、435番40、435番41、435番42、435番43、435番44、435番45、435番46、435番47、435番48、435番49（うち第二工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和3年10月13日

第開-S2021038号

4 検査済証番号

令和4年2月9日

第完2S2021038号

さいたま市告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市南区関一丁目188番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川口市戸塚六丁目5番6号
株式会社トライデントカンパニー 代表取締役 藤田 雄一
- 3 許可番号
令和4年2月3日
第 変 - S 2 0 2 1 0 0 9 号
- 4 検査済証番号
令和4年2月9日
第 完 - S 2 0 2 1 0 0 9 号

さいたま市告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字東宿2033番1、2033番4、2033番5、2033番6、2033番7、2033番8、2033番9、2034番1、2034番3、2034番4、2034番5、2035番1、2035番2、2035番4、2035番5、2036番2、2036番3、2036番4、2036番5、2036番6、2036番7、2036番8、2036番9、2036番10、2036番11、2036番12、2036番13、2036番14、2036番15、2036番16、2036番17、2036番18、2036番19、2036番20、2036番21、2036番22、2036番23、2036番24、2036番25、2036番26、2036番27、2036番28、2036番29、2036番30

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和3年9月9日

第 変 2 S 2 0 2 0 0 5 4 号

4 検査済証番号

令和4年2月9日

第 完 - S 2 0 2 0 0 5 4 号

さいたま市告示第241号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

ア カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（i m a g i oMPトナーキットシアンC1803、i m a g i oMPトナーキットマゼンタC1803、i m a g i oMPトナーキットイエローC1803）（単価契約）

イ カラーレーザー複合機用トナーカートリッジ（i m a g i oMPトナーキットブラックC1803）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所

(3) 予定数量

ア 1(1)アの物品 2,980本

イ 1(1)イの物品 580本

(4) 特質等

入札説明書による。

(5) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月22日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月3日(木)及び令和4年3月4日(金)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1単位当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 令和4年3月16日(水)午後2時05分

(イ) 1(1)イの物品 令和4年3月16日(水)午後2時10分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第242号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア 児童生徒用机（単価契約）
- イ 児童生徒用椅子（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びさいたま市立各小・中・特別支援学校

(3) 予定数量

- ア 1(1)アの物品 2, 100台
- イ 1(1)イの物品 2, 100脚

(4) 特質等

入札説明書による。

(5) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」で登載され、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月24日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月7日(月)及び令和4年3月8日(火)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1単位当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の1

0に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 令和4年3月16日(水)午後2時30分

(イ) 1(1)イの物品 令和4年3月16日(水)午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第243号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

コピー用紙（A3）（単価契約）（省略）

(2) 納入場所

さいたま市内各課所、市内各学校及び市内保育園

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 11,621箱

イ 特質等 入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「紙製品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月3日（木）及び令和4年3月4日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日（水）午後3時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第244号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア 活性炭（単価契約）
- イ 尿素水（単価契約）
- ウ 重金属固定化剤（単価契約）
- エ アンモニア水（単価契約）
- オ 苛性ソーダ（単価契約）

(2) 納入場所

- ア 1(1)ア及びイの物品
さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター
- イ 1(1)ウ及びエの物品
さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎
- ウ 1(1)オの物品
 - ㉠ さいたま市緑区大字大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎
 - ㉡ さいたま市見沼区大字上山口新田508-1 さいたま市大宮南部浄化センター
 - ㉢ さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市クリーンセンター西堀
 - ㉣ さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
 - ㉤ さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター

(3) 予定数量

- ア 1(1)アの物品 40,000kg
- イ 1(1)イの物品 70,000kg
- ウ 1(1)ウの物品 78,000kg
- エ 1(1)エの物品 144,000kg
- オ 1(1)オの物品 322,000kg
- 内訳 さいたま市クリーンセンター大崎 45,000kg
- さいたま市大宮南部浄化センター 130,000kg
- さいたま市クリーンセンター西堀 72,000kg
- さいたま市東部環境センター 40,000kg
- さいたま市西部環境センター 35,000kg

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 契約期間

- ア 1(1)ア、ウ、エ及びオの物品
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

イ 1(1)イの物品

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」で掲載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月25日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月7日(月)及び令和4年3月8日(火)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額(単価)は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

㉠ 1(1)アの物品 令和4年3月17日(木)午後3時10分

㉡ 1(1)イの物品 令和4年3月17日(木)午後3時25分

㉢ 1(1)ウの物品 令和4年3月17日(木)午後3時40分

㉣ 1(1)エの物品 令和4年3月17日(木)午後3時55分

㉤ 1(1)オの物品 令和4年3月17日(木)午後4時10分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとの見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第

9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとの契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第245号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

Takara SARS-COV-2 ダイレクトPCR検出キット（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター保健科学課

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 96箱

イ 特質等 入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療品等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月25日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月7日(月)及び令和4年3月8日(火)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月17日(木)午後4時25分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月17日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

不動産等の最高価申込者の決定等の公告

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第104条の規定により、さいたま市告示第33号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定しました。国税徴収法第106条第2項の規定により公告します。

記

公 売 財 産			最高価申込価額（円）	最高価申込者の氏名
売却区分番号	名称その他	数量		
			602,000	有限会社大伸住宅
別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり				
最高価申込者の決定年月日			令和4年2月10日	
決 売 定 却	日 時		場 所	
	令和4年2月17日（木）午前10時00分		さいたま市北部市税事務所 納税調査課	

注意最高価申込者が上記公売財産を取得するのは、売却決定をした後、代金を納付したときです。
代金納付期限令和4年2月17日（木）午後2時30分

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
北1	トヨタ レジアスエースバン 平成21年式 ホワイト 走行距離19万キロ 車両番号 大宮 430 な 813 交付年月日 平成30年6月28日 初度検査年月 平成21年5月 自動車の種別 小型 用途 貨物 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 バン 車名 トヨタ 乗車定員 3(6)人 最大積載量 1000(850)kg 車両重量 1730kg 車両総重量 2895(2910)kg 車台番号 TRH200-0100947 長さ 469cm 幅 169cm 高さ 198cm 前前軸重 1020kg 後後軸重 710kg 型式 CBF-TRH200V 原動機の型式 1TR 総排気量又は定格出力 1.99L 燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 12591 類別区分番号 0079 有効期間の満了する日 令和4年6月28日 以上、自動車検査証の表示	70,000	602,000	1

さいたま市告示第247号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、さいたま都市計画事業風渡野南特定土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第248号

さいたま市危機管理センターAVシステム設備保守調整業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市危機管理センターAVシステム設備保守調整業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3年度・4年度競争入札参加者等名簿（業務委託）に業務「保守点検」の受注希望業務「電気設備保守点検」、「通信設備保守点検」で登載され、かつ引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日において、本市内に営業所を有していること。

(7) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）または地方公共団体と当該業務と同種の契約を1回以上締結し、かつ履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
担当 危機管理係 電話 048(829)1125

イ さいたま市ホームページからダウンロード

(2) 交付期間

公告の日から令和4年2月24日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下、「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和4年2月24日(木)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後、電話連絡すること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年2月28日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月3日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 消防庁舎3階関係課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月3日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。(最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。)

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-8 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
電話 048(829)1125 FAX 048(829)1936

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された確認申請書類は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議申し立てすることができない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

8 特記事項

本契約は、地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結する。従って、令和4年度のさいたま市歳入歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合、本契約を変更または解除する可能性がある。

9 問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-1-28 消防局庁舎3階

さいたま市総務局危機管理部危機管理課 電話 048(829)1125

さいたま市告示第249号

さいたま市立病院血液培養自動分析装置保守業務外35件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立病院血液培養自動分析装置保守業務
- イ さいたま市立病院総合血液分析システム保守業務
- ウ さいたま市立病院全自動血糖HbA1c測定装置保守業務
- エ さいたま市立病院全自動血液凝固測定装置保守業務
- オ さいたま市立病院採血管準備システム保守業務
- カ さいたま市立病院全自動遺伝子解析装置保守業務
- キ さいたま市立病院血管造影装置保守業務
- ク さいたま市立病院MRI（MR T-2004/N4）保守業務
- ケ さいたま市立病院多目的デジタルX線TVシステム保守業務
- コ さいたま市立病院補助循環装置（IABP）保守業務
- サ さいたま市立病院全身麻酔器（C a r e s t a t i o n 6 5 0 外）保守業務
- シ さいたま市立病院小児用人工呼吸器（ベビーログ）保守業務
- ス さいたま市立病院多項目モニタ保守業務
- セ さいたま市立病院保育器等保守業務
- ソ さいたま市立病院造影剤注入装置保守業務
- タ さいたま市立病院新生児用人工呼吸器（ベビーログ）保守業務
- チ さいたま市立病院全身麻酔器（KMA-1300外）保守業務
- ツ さいたま市立病院血液ガス分析装置保守業務
- テ さいたま市立病院核医学診断装置（S P E C T - C T）等保守業務
- ト さいたま市立病院超音波診断装置保守業務
- ナ さいたま市立病院心臓カテーテル検査装置（ポリグラフ）保守業務
- ニ さいたま市立病院除細動器外保守業務
- ヌ さいたま市立病院ベッドサイドモニタ等保守業務
- ネ さいたま市立病院搬送用人工呼吸器等保守業務
- ノ さいたま市立病院患者監視モニタリングシステム保守業務
- ハ さいたま市立病院手術用患者監視装置保守業務
- ヒ さいたま市立病院電子内視鏡等保守業務
- フ さいたま市立病院マルチディテクターCT装置（S O M A T O M D e f i n i t i o n F l a s h）保守業務
- ヘ さいたま市立病院結石破碎装置保守業務
- ホ さいたま市立病院人工呼吸器（サーボベンチレータ）保守業務

- マ さいたま市立病院人工心肺装置保守業務
- ミ さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器保守業務
- ム さいたま市立病院小児用人工呼吸器（インファントフロー）外保守業務
- メ さいたま市立病院眼科手術装置保守業務
- モ さいたま市立病院長尺撮影装置等保守業務
- ヤ さいたま市立病院高精度放射線治療システム（R G S C外）保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ及びモの業務 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

イ 1(1)ヤの業務 令和4年4月1日から令和7年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項に基づく医療機器修理業許可証を交付されており、当該保守の修理区分の認定を受けている者

イ 当該医療機器のメーカーとの間に代理店契約を締結している者

(7) 平成31年4月1日以降に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月24日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月3日(木)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において競争入札に付する件名ごとの返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された

金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- | | | | |
|-----|----------|--------------|----------|
| (ア) | 1(1)アの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前8時55分 |
| (イ) | 1(1)イの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時00分 |
| (ウ) | 1(1)ウの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時05分 |
| (エ) | 1(1)エの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時10分 |
| (オ) | 1(1)オの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時15分 |
| (カ) | 1(1)カの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時20分 |
| (キ) | 1(1)キの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時25分 |
| (ク) | 1(1)クの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時30分 |
| (ケ) | 1(1)ケの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時35分 |
| (コ) | 1(1)コの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時40分 |
| (サ) | 1(1)サの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時45分 |
| (シ) | 1(1)シの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時50分 |
| (ス) | 1(1)スの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前9時55分 |
| (セ) | 1(1)セの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時00分 |
| (ソ) | 1(1)ソの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時05分 |
| (タ) | 1(1)タの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時10分 |
| (チ) | 1(1)チの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時15分 |
| (ツ) | 1(1)ツの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時20分 |
| (テ) | 1(1)テの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時25分 |
| (ト) | 1(1)トの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時30分 |
| (ナ) | 1(1)ナの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時35分 |
| (ニ) | 1(1)ニの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時40分 |
| (ヌ) | 1(1)ヌの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時45分 |
| (ネ) | 1(1)ネの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時50分 |
| (ノ) | 1(1)ノの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前10時55分 |
| (ハ) | 1(1)ハの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時00分 |
| (ヒ) | 1(1)ヒの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時05分 |
| (フ) | 1(1)フの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時10分 |
| (ヘ) | 1(1)ヘの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時15分 |
| (ホ) | 1(1)ホの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時20分 |
| (マ) | 1(1)マの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時25分 |
| (ミ) | 1(1)ミの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時30分 |
| (ム) | 1(1)ムの業務 | 令和4年3月17日(木) | 午前11時35分 |

- (㉞) 1(1)メの業務 令和4年3月17日(木) 午前11時40分
- (㉟) 1(1)モの業務 令和4年3月17日(木) 午前11時45分
- (㊱) 1(1)ヤの業務 令和4年3月17日(木) 午前11時50分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月17日(木) 入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1 1 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 0 4 8 (8 7 3) 4 2 7 4 F A X 0 4 8 (8 7 3) 5 4 5 1

1 2 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1 3 特記事項

本契約は、令和 4 年度歳入歳出予算が令和 4 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 4 年 4 月 1 日に確定させる。

1 4 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第250号

さいたま市立病院物品管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院物品管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和6年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成31年4月1日以降に、国又は地方公共団体が経営する500床以上の病院において、物品管理業務を2回以上受注し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月24日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月3日(木)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月17日(木)午前11時55分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札時には、入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(7) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

7 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月17日（木）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

10 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

12 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

1.3 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

履行期間において、暦月を単位として、検査に合格後、適法な請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

1.4 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

1.5 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第251号

さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借外16件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借
- イ さいたま市立病院血液ガス電解質分析装置賃貸借
- ウ さいたま市立病院睡眠時無呼吸検査装置賃貸借
- エ さいたま市立病院陽圧式人工呼吸器賃貸借
- オ さいたま市立病院局所陰圧閉鎖処理装置賃貸借
- カ さいたま市立病院手術機器賃貸借
- キ さいたま市立病院産着類賃貸借
- ク さいたま市立病院人工呼吸器（NKV-330）賃貸借
- ケ さいたま市立病院CUSA Excel 賃貸借
- コ さいたま市立病院CORE Mobile イメージングシステム賃貸借
- サ さいたま市立病院ROTA Pro 賃貸借
- シ さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置（新規患者分）賃貸借
- ス さいたま市立病院在宅中心静脈栄養ポンプ（新規患者分）賃貸借
- セ さいたま市立病院在宅従圧式陽圧人工呼吸器（新規患者分）賃貸借
- ソ さいたま市立病院在宅陽圧式人工呼吸器（新規患者分）賃貸借
- タ さいたま市立病院在宅超音波骨折治療器（アクセラス）賃貸借
- チ さいたま市立病院在宅パッチ式インスリンポンプ賃貸借

(2) 借入場所

- ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの賃貸借
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院
- イ 1(1)シ、ス、セ、ソ、タ及びチの賃貸借
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 及び患者宅

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の次に掲げる営業種目で掲載されている者であること。

ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの賃貸借
「医療機器レンタル等」

イ 1(1)キの賃貸借 「寝具レンタル等」

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの賃貸借については、本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

(7) 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの賃貸借については、平成31年4月1日以降に、国又は地方公共団体と、当該機器又は物品と種類及び規模をほぼ同じくする賃貸借契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月24日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者で

あっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月3日(木)午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 1(1)ア、イ、オ、ク、シ、ス、ソ及びチの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、競争入札に付する件名ごとに次の(ア)から(ウ)の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(ア) 1(1)ア、ク、シ、ス、ソ及びチの賃貸借

単価(月額)で、機器1台の賃借料1月当たりの額

(イ) 1(1)イの賃貸借

単価(月額)で、機器1式の賃借料1月当たりの額

(オ) 1(1)オの賃貸借

単価(日額)で、機器1台の賃借料1日当たりの額

イ 1(1)ウ、エ、カ、キ、ケ、コ、サ、セ及びタの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された

金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時00分
- (イ) 1(1)イの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時05分
- (ウ) 1(1)ウの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時10分
- (エ) 1(1)エの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時15分
- (オ) 1(1)オの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時20分
- (カ) 1(1)カの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時25分
- (キ) 1(1)キの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時30分
- (ク) 1(1)クの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時35分
- (ケ) 1(1)ケの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時40分
- (コ) 1(1)コの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時45分
- (サ) 1(1)サの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時50分
- (シ) 1(1)シの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前9時55分
- (ス) 1(1)スの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前10時00分
- (セ) 1(1)セの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前10時05分
- (ソ) 1(1)ソの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前10時10分
- (タ) 1(1)タの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前10時15分
- (チ) 1(1)チの賃貸借 令和4年3月18日（金）午前10時20分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。単価で入札を行うものについては、次のア及びイのとおり納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

ア 競争入札に付する件名ごとに見積もった金額（月額）に月数及び台数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。

イ 見積もった金額（日額）に日数及び台数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。契約金額が単価のものについては、次のア及びイのとおり納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

ア 落札者となった件名ごとに見積もった金額（月額）に月数及び台数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。

イ 見積もった金額（日額）に日数及び台数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第252号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第253号

さいたま市議会公用車運転業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市議会公用車運転業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市の議長車、副議長車及びその他の議会公用車の運転業務

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「観光バス運行」、「送迎バス運行」又は「その他の運送・運行」で登載され、かつ、本市内に本店又は支社若しくは営業所等の拠点を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去3年以内に、国若しくは地方公共団体の特別職用公用車又は民間企業等の役員車で運行管理業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月24日（木）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和4年2月25日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
担当 秘書係 電話 048（829）1748

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月1日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日（水）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所議会棟 2階第 4 委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 4 年 3 月 9 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048(829)1748 FAX 048(829)1984

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和 4 年度予算の成立を要件とする。

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第254号

さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」又は業務「その他」の受注希望業務「法律事務等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去3年以内に、地方公共団体の政務活動費の調査業務を履行した実績を有する者であること。

(7) 公認会計士、税理士又は弁護士のいずれかの者をもって業務を遂行できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年2月24日（木）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和4年2月25日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
担当 総務係 電話 048（829）1747

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月1日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日（水）午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月9日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
電話 048(829)1747 FAX 048(829)1984

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この入札に係る契約の効果は、令和4年度予算の成立を要件とする。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第255号

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

(7) 平成30年度以降、浦和区役所保健センターと同規模（延床面積5,500㎡以上）の施設における同業務を元請で年間契約し、履行した実績を有する者であること。

(8) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター
担当 保健指導係 電話 048(824)3971

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月25日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月2日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和4年3月7日（月）までに、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所保健センター5階大会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所健康福祉部福祉課

電話 048(829)6121 FAX 048(829)6238

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター

電話 048(824)3971 FAX 048(825)7405

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第256号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年2月10日から令和4年2月16日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048(829)1278

さいたま市告示第257号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和3年度 後期高齢者医療保険料督促状

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年2月10日から令和4年2月16日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048(829)1278

さいたま市告示第258号

さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区下落合5-7-10外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「電気設備運転」、「空調設備運転」、「給排水衛生設備運転」及び「ボイラー運転」で登載され、かつ、本市内に本社を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と延床面積5,000㎡以上の施設における同業務の契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課
担当 小野口 電話 048(840)6013

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所本館3階301会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課
電話 048(840)6013 FAX 048(840)6160

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市中央区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第259号

さいたま市中央区役所駐車場管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中央区役所駐車場管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区下落合5-7-10

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級又はB級で受注希望業務「駐車場管理」で登載され、かつ、本市内に本社を有する者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模（駐車台数35台以上）を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課
担当 小野口 電話 048(840)6013

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所本館3階301会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課
電話 048(840)6013 FAX 048(840)6160

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市中央区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和パルコ

所在地 さいたま市浦和区東高砂町11番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代 表 者 支配人 岡本 泰典

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前：代表者 支配人 奈良 利秀

変更後：代表者 支配人 岡本 泰典

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前：（株）ヤオコーを含む 93社 別表 小売業者一覧表（変更前）参照

変更後：（株）ヤオコーを含む 93社 別表 小売業者一覧表（変更後）参照

※ 退店12社、新規出店12社、代表者変更7社、名称変更2社、住所変更5社

(4) 変更の年月日

別表小売業者一覧表（変更前）及び別表小売業者一覧表（変更後）参照

(5) 変更する理由

小売業者の退店、新規出店、名称変更、住所変更、代表者の変更による。

2 届出年月日

令和4年1月5日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年2月10日から令和4年6月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048（829）6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年2月10日から令和4年6月10日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ルミネ大宮

所在地 さいたま市大宮区錦町630番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名 称 東日本旅客鉄道株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 深澤 祐二

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

イ 名 称 株式会社ルミネ

代表者氏名 代表取締役社長 高橋 眞

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ルミネ 代表取締役 森本 雄司

（変更後）株式会社ルミネ 代表取締役 高橋 眞

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）(株)ルミネを含む 174社 別表 小売業者一覧表（変更前）参照

（変更後）(株)ルミネを含む 171社 別表 小売業者一覧表（変更後）参照

(4) 変更の年月日

別表 小売業者一覧表（変更前）及び別表 小売業者一覧表（変更後）参照

(5) 変更する理由

設置者代表者の変更、小売業者の退店、新規入店、名称変更、住所変更、代表者氏名変更等による

2 届出年月日

令和4年2月2日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年2月10日から令和4年6月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年2月10日から令和4年6月10日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

さいたま市告示第262号

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に規定する景観重要建造物を次のとおり指定したので、さいたま市景観条例（平成22年さいたま市条例第20号）第24条第2項の規定により告示する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 指定した景観重要建造物の名称
浦和博物館
- 2 指定した景観重要建造物の所在地
さいたま市緑区大字三室2458番地

さいたま市告示第263号

同報系防災行政無線設備保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

同報系防災行政無線設備保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1-893外

(3) 業務概要

同報系防災行政無線設備の正常な機能の維持を図るため精密点検及び通常点検を実施するとともに、故障等異常が発生した場合の迅速な対応、処置を行う。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「通信設備保守点検」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年間で、国又は地方公共団体と同報系防災行政無線設備に係る保守点検業務契約を締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年3月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月1日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市総務局危機管理部防災課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年3月3日（木）に交付するものとする。

6 業務委託仕様書の貸出

業務委託仕様書貸出申請書に必要事項を記載し、貸出場所に提出すること。

(1) 貸出場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月10日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話 048(829)1125 FAX 048(829)1936

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

総務局危機管理部防災課 令和4年3月1日まで

さいたま市告示第264号

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所・健康科学研究センター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で、かつ、「保守点検」又は「施設運転管理」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年度以降、次のいずれかの施設の設備機器等の維持管理業務を元請けとして1年以上履行した実績を有する者であること。ただし、令和2年度の実績を掲げる場合においては、1年以上の委託契約を締結している者であること。

なお、複合施設にあつては、当該研究施設部分又は病院施設部分が3,000㎡以上であること。

ア 主たる業務として、延べ床面積3,000㎡以上の生物系又は化学系の実験、検査及び研究を行う研究施設

イ 手術室を有する延べ床面積3,000㎡以上の病院施設

(5) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から配置す

ることができる者であること。

なお、1人が2つ以上の資格を有しているかは問わない。ただし、エについては2人以上を配置すること。

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に規定する電気主任技術者（第3種以上）

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条に規定するボイラー技士（2級以上）

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2に規定する危険物取扱者（乙種第4類又は甲種）

エ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号）第1条に規定する公害防止管理者（大気関係）又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第116条に規定する公害防止主任者（大気関係）

(6) 当施設に設置されている中央監視装置と受託者の遠隔監視センター内の装置（以下「遠隔監視装置」という。）を相互に接続するため、次の条件を満たす者であること。

ア 中央監視装置として設置する「SAVIC-net EV (model 30:管理点数3,000点登録)」との接続が適切に保証されている「SAVIC-net EV (model 30以上)」、「SAVIC-net 50EV」又は「SAVIC-net 80EV」のいずれかの機種を遠隔監視装置として1か所の遠隔監視センター内に2台以上配置でき、相互にバックアップを行うことが可能であること。

イ 中央監視装置と遠隔監視装置を常時接続及び監視を行い、運転停止・設定及びスケジュール変更等の一連の遠隔監視操作を行うことが可能であること。

ウ 遠隔監視センターは、受託者の自社資産及び社員で管理運営され、24時間365日の間、迅速かつ的確に対応できる体制であること。

エ 履行開始日までに、中央監視装置と支障なく接続及び監視ができる体制をとることができること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課
担当 管理係 電話 048(840)2205

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月1日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-R

- (4) 交付費用
無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月1日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月3日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課

電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所保健総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第265号

さいたま市立北浦和図書館外5館で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市立北浦和図書館外5館で使用する電気 758,500キロワット時

(2) 需要場所

さいたま市浦和区北浦和1-4-2 さいたま市立北浦和図書館外5館

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 需給期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「その他」内の営業種目「電気」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課 担当

管理係 電話 048(871)2172

イ サイトま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p086497.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月10日(木)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月10日(木)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町11-1

さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年3月25日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができな

い。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 初度入札に限り、郵送（一般書留又は簡易書留）による提出とする。

イ 総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年4月8日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月12日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館イベントルーム

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課

電話 048（871）2172 FAX 048（884）5500

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第266号

さいたま市立教育研究所電話設備機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立教育研究所電話設備機器賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年5月1日から令和10年4月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で記載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 告示日から起算し、過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同規模の契約を2件以上締結した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 管理係 電話 048(838)0781

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月2日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月9日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月18日(金)午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所3階第3研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月18日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所

電話 048(838)0781 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第267号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
- イ さいたま市東部環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市東部環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター
- ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛りサイクルセンタ
ー

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で

掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。
- (6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去3年間（平成31年3月1日から令和4年2月28日まで）に他市町村で実績を有する者であること。
- なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p040418.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年2月28日（月）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年2月28日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

ア 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部
廃棄物対策課

担当 高畑 電話 048(829)1336

イ 〒337-0021 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部
環境センター

担当 日高 電話 048(684)3802

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年3月9日（水）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和4年3月11日（金）午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和4年3月11日（金）午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和4年3月11日（金）午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和4年3月11日（金）午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和4年3月11日（金）午前11時20分
- (カ) 1(1)カの売却 令和4年3月11日（金）午前11時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所に

において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

ア 1(1)ア、ウ、エ及びカの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

(9) 業務を担当する課

ア 1(1)ア及びエの売却

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課
電話 048(829)1343 FAX 048(829)1991

イ 1(1)イ及びオの売却

6(8)イに同じ

ウ 1(1)ウ及びカの売却

6(8)アに同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第268号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 2月 4日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 52台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

さいたま市告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、さいたま市内の町の区域を別紙変更調書1及び変更調書2のとおり変更することを告示する。

なお、この処分は、令和4年2月11日からその効力を生じる。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

変 更 調 書

風渡野一丁目を画する区域

大字風渡野字新川西127の1から127の6まで、128の1から128の4まで、129の1、129の2、130、131から133までの各一部、144の1から144の5までの各一部、字往還下東255の一部、257の1の一部、258の1から258の4まで、259の1、259の2、260、262、263の1、263の2、字往還上東677の2、678の1、679の1、679の4から679の6まで、680の1、680の3から680の5まで、681、682の1、682の2、683の1から683の4まで、684の1、684の2、685の1から685の3まで、686の1から686の6まで、687の1、687の2、687の4から687の9まで、689の1、689の2、689の4、690の2、691の1から691の8まで、692の1から692の5まで、693、694の1から694の5まで、695の1から695の5まで、696の1、696の2、697の1、697の2、698から701まで、702の1から702の9まで、703、704の1、704の2、705の1から705の3まで、706の1、706の2、707の1から707の4まで、708、709、710の1から710の4まで、711の1、711の3、712の1、713、714、715の2、716の2、717の2、750の8、751の2、752、753の1、753の2、754の1、754の3、754の4、758の1、758の2、759の1、759の2、760から764まで、765の1、765の2、766の1から766の5まで、767の1から767の3まで、768、769、770の1、770の2、771の1、771の2、772の1、772の2、773の1、773の2、774の1、774の2、775、776、776の2、777の1から777の4まで、778の1から778の4まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部

風渡野二丁目を画する区域

大字東門前字道際320の1、320の4、320の6、322の1、322の5から322の7まで、字天神下457、458の1から458の9まで、大字風渡野字新川西91の2、131から133までの各一部、134、135、136の1から136の5まで、137から139まで、140の1から140の4まで、141、142、143の1から143の4まで、144の1から144の5までの各一部、144の6から144の8まで、145から149まで、150の1、150の2、151の1、151の2、152、153の1、153の2、154、155、156の1から156の5まで、157の1、157の2、158の1から158の6まで、159の1から159の7まで、159の10、159の11、159の13から159の18まで、159の20から159の27まで、160の1から160の8まで、161の1から161の6まで、163の1から163の4まで、164、165の1から165の3まで、166、167、168の2、168の4、168の5、169の2、169の3、170の2、字往還下東200の2、201の1、201の2、201の6、201の7、202の1から202の4まで、203の4、203の6、203の7、203の9から203の13まで、205の2、206の1、207、208の1、209の1から209の3まで、211の1、211の2、212の1から212の13まで、213から220まで、221の1、221の3から221の5まで、222の1から222の9まで、223から235まで、226の1、226の2、227から231、232の1から232の12まで、233の1、233の2、233の4、233の5、234の1、234の2、234の5から234の17まで、235の1、235の2、235の4から235の8まで、236の1から236の10まで、237の1、237の2、238から243まで、244の1から244の5まで、245、246の1、247の1、247の2、248、249の1、249の2、250、251、252の1から252の7まで、254の1から254の3まで、255の一部、257の1の一部、257の2から257の4まで、261の1、261の2、261の4から261の6まで、字往還下西280の2、280の7から280の9まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部

(令和3年10月15日調査)

さいたま市告示 270号

市有地について、下記のとおり公売を行うので、さいたま市普通財産売払実施要綱（平成15年9月1日市長決裁）第9条の規定に基づき告示する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 物件

物件番号	所在地	面積(㎡) (実測)	価格(円)	備考
1	浦和区北浦和5丁目106番3	116.76	16,229,640	
2	緑区大間木3丁目14番5	122.61	20,843,700	
3	緑区大間木3丁目44番13	175.93	29,380,310	

2 売買契約相手の決定方法

常時公募方式 … 市があらかじめ売払価格を示して、応募者を募集し、申込みのあった者のうち申込みの日付が、最初の者を売買契約の相手方として決定する方法。
同一の日に、2以上の申込みがあったときは、抽選により売買契約の相手方を決定する。郵送申込みの場合は、消印の日をもって申込日とする。

3 公売のしおりの配布

(1) 配布場所

- さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局財政部資産経営課
- 各区役所情報公開コーナー

(2) 配布期間

令和4年2月10日（木）から令和4年3月31日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

※公売のしおりは、上記場所にて配布するほか本市のホームページにおいてダウンロードも可能。

4 申込方法等

(1) 申込受付期間

令和4年2月10日（木）から令和4年3月31日（木）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 申込受付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局財政部資産経営課

(3) 申込方法

持参又は簡易書留による郵送

5 契約上の特約

(1) 契約締結の日から5年を経過する日までの間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(2) 上記(1)に定める期間、第三者をして売払物件を(1)に掲げる用に供させてはならない。

(3) 契約の相手方が上記(1)、(2)に掲げる条件に違反した場合には、売買代金の10分の3に相当する金額を違約金として、さいたま市に支払わなければならない。

6 その他

(1) 詳細は公売のしおりによる。

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局財政部資産経営課資産マネジメント係

(2) 電話 048(829)1190

さいたま市告示第271号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次のとおり告示する。

令和4年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	三室第一公園	緑区大字三室字東宿 2036番12	別添図面 のとおり	令和4年2月11日

案内図



公園の名称：三室第一公園

公園の所在：さいたま市緑区大字三室字東宿2036番12

三室第一公園



0 50m

三室小学校

さいたま市告示第272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区大字白楯字木畔543番5
- (2) 指定の年月日 令和4年2月14日
- (3) 指定の番号 第南21-034号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 29.63m

さいたま市告示第273号

さいたま市歴史資料保存箱の保管及び集配業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市歴史資料保存箱の保管及び集配業務

(2) 履行場所

受託者施設

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札における告示日において、さいたま市業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「文書管理」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市北区日進町2-1864-10 さいたま市総務局総務部アーカイブズセンター
担当 金子・本山・谷澤 電話 048(871)5821

(2) 交付期間

公告日から令和4年2月28日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月4日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

複数単価で行う。入札金額は、それぞれの単価額に予定数量を乗じた総額を記入すること。また、入札書と併せて単価額の内訳書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市北区日進町2-1864-10 JS日進3階 304会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課

電話 048(829)1083 FAX 048(829)1983

(8) 業務を担当する課

さいたま市北区日進町2-1864-10 さいたま市総務局総務部アーカイブズセンター

電話 048(871)5821 FAX 048(871)5829

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市総務局総務部アーカイブズセンター及び以下のホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区本丸一丁目7090番1、7090番4

さいたま市岩槻区本町五丁目2554番25、2554番32、2554番33、2554番34、
2554番35、2554番36、2554番37、2554番38、2554番39、2554
番40、2554番41、2554番42、2554番43、2554番44、2554番45

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区三橋二丁目477番地

株式会社山一建設 代表取締役 沼尾 均

3 許可番号

令和4年 1月18日

第変2N2021056号

4 検査済証番号

令和4年 2月10日

第完-N2021056号

さいたま市告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区本丸一丁目7090番1、7090番4

さいたま市岩槻区本町五丁目2554番25、2554番32、2554番33、2554番34、
2554番35、2554番36、2554番37、2554番38、2554番39、2554
番40、2554番41、2554番42、2554番43、2554番44、2554番45

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市大宮区三橋二丁目477番地

株式会社山一建設 代表取締役 沼尾 均

3 許可番号

令和4年 1月18日

第変2N2021056号

4 検査済証番号

令和4年 2月10日

第完-N2021056号

さいたま市告示第275号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、荒川左岸南部流域関連さいたま公共下水道事業計画、及び中川流域関連さいたま公共下水道事業計画を変更することについて、事業計画の変更案を作成したので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までにさいたま市に意見書を提出することができる。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 計画の名称

- (1) 荒川左岸南部流域関連さいたま公共下水道事業計画
- (2) 中川流域関連さいたま公共下水道事業計画

2 縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間 令和4年2月14日（月）から令和4年2月28日（月）
（土・日曜日、祝日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 縦覧場所 建設局下水道部下水道計画課

3 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記2(1)の縦覧期間満了の日までに、上記2(2)の場所に提出してください。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道計画課計画第1係
- (2) 電話 048（829）1566

さいたま市告示第276号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道イワ241号線）（ゼロ債）」ほか6件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3 箇月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が 500 万円以上で、かつ、工期が 2 月を超える工事は、中間前金払をすることが

できる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-4365-135
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道イワ241号線）（ゼロ債）
工事場所	さいたま市岩槻区大字長宮地内外
履行期間	契約確定の日から令和4年6月30日まで
概要	概算数量発注方式による発注 延長395.0m 幅員5.70m～7.20m 舗装工 路面切削工（切削深さ t=5cm）2340 m ² 表層工（改質Ⅱ型密粒度 A _s 、t=5cm）2338

	m ² 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月24日（木）午前9時から 令和4年2月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月1日（火）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日（木）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日（月）から					
	質問受付期間	令和4年2月14日（月）午前9時から 令和4年2月22日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月28日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4356-109							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道4218号線）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字南下新井地内							
履行期間及び工事開始期限日	工事開始日から130日間 工事開始期限日は、令和4年4月1日（金）							
概要	延長133m 幅員4.0~6.0m 舗装工 下層路盤636m ² 上層路盤636m ² 表層645m ² 排水構造物工 側溝工299m 集水柵工11箇所 暗渠工18m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月24日（木）午前9時から 令和4年2月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月1日（火）午前9時から							

開札の場所及び日時		令和4年3月2日(水)午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日(木)午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日(月)から						
	質問受付期間	令和4年2月14日(月)午前9時から 令和4年2月22日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月28日(月)							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事(任意着手方式)」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4356-110							
入札方法		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		暮らしの道路整備工事(市道31864号線)(ゼロ債)							
工事場所		さいたま市西区大字指扇地内							
履行期間及び工事開始期限日		工事開始日から108日間 工事開始期限日は、令和4年4月1日(金)							
概要		延長140m 幅員4.0~5.5m 舗装工 下層路盤49㎡ 上層路盤648㎡ 表層651㎡ 排水構造物工 側溝工137m 集水樹工5箇所 暗渠工3m 付帯工一式							
予定価格(税込)		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年2月24日(木)午前9時から 令和4年2月28日(月)午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年3月1日(火)午前9時から 令和4年3月2日(水)午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日(木)午後2時20分							

参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日（月）から						
	質問受付期間	令和4年2月14日（月）午前9時から 令和4年2月22日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月28日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着方式）」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4356-111							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道1490号線）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字上野地内							
履行期間及び工事開始期限日	工事開始日から137日間 工事開始期限日は、令和4年4月1日（金）							
概要	延長95m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤296㎡ 上層路盤296㎡ 表層301㎡ 排水構造物工 長尺U字溝190m 集水樹4箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年2月24日（木）午前9時から 令和4年2月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月1日（火）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日（木）午後2時30分							

参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月14日（月）午前9時から 令和4年2月22日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月28日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着手方式）」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4465-40								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R4一般県道曲本さいたま線）（ゼロ債）								
工事場所	さいたま市南区沼影1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年6月20日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長230.0m 幅員6.9m~8.6m 舗装工 路面切削23㎡ 切削オーバーレイ1760㎡ 基層1760㎡ 表層1780㎡ 区画線工一式 道路附属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年2月24日（木）午前9時から 令和4年2月28日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年3月1日（火）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室								

		令和4年3月3日(木)午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区)に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-								
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日(月)から							
	質問受付期間	令和4年2月14日(月)午前9時から 令和4年2月22日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月28日(月)							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4465-42							
入札方法		一般競争入札(電子)							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事(R4主要地方道さいたま鴻巣線)(ゼロ債)							
工事場所		さいたま市桜区大字五関地内							
履行期間		契約確定の日から令和4年6月24日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長180.0m 幅員6.8~8.1m 舗装工 路面切削(切削深さt=5cm)22㎡ 切削オーバーレイ(切削深さt=12cm)1260㎡ 中間層1260㎡ 表層1280㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定価格(税込)		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年2月24日(木)午前9時から 令和4年2月28日(月)午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年3月1日(火)午前9時から 令和4年3月2日(水)午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日(木)午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
所在地区分		さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区)に、本店を有していること。							

		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日(月)から							
	質問受付期間	令和4年2月14日(月)午前9時から 令和4年2月22日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月28日(月)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4465-43								
入札方法	一般競争入札(電子)								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事(R4主要地方道朝霞蔵線)(ゼロ債)								
工事場所	さいたま市桜区田島3丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年7月1日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長124.0m 幅員5.7~11.0m 舗装工 路面切削10㎡ 切削オーバーレイ847㎡ 基層847㎡ 表層857㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格(税込)	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年2月24日(木)午前9時から 令和4年2月28日(月)午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年3月1日(火)午前9時から 令和4年3月2日(水)午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日(木)午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「							

		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日(月)から							
	質問受付期間	令和4年2月14日(月)午前9時から 令和4年2月22日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月28日(月)							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第277号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R4主要地方道さいたま川口線）（ゼロ債）」ほか2件の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿掲載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。)

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下「経審結果」という。)の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。)

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)

イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積

内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金

額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-4465-41
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）
参加形態	単体企業
工事名	道路修繕工事（R4主要地方道さいたま川口線）（ゼロ債）
工事場所	さいたま市緑区大字中尾地内
履行期間	契約確定の日から令和4年6月30日まで
概要	概算数量発注方式による発注 延長236.2m 幅員6.7m~10.6m 舗装工 路面切削18㎡ 切削オーバーレイ1470㎡ 表層1490㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 交通管理工一式

予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年2月24日（木）午前9時から 令和4年2月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月1日（火）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4主要地方道さいたま川口線）（ゼロ債））.pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和4年2月14日（月）午前9時から 令和4年2月22日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月28日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4365-133							
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（R4市道4003号線外）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市岩槻区本町6丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年7月29日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長484.0m 幅員4.0～5.7m 舗装工 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=5cm、再生密粒度 As-20、t=5cm）2200㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年2月24日（木）午前9時から 令和4年2月28日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月1日（火）午前9時から							

開札の場所及び日時		令和4年3月2日(水)午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日(木)午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日(月)から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書(道路修繕工事(R4市道4003号線外)(ゼロ債)).pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和4年2月14日(月)午前9時から 令和4年2月22日(火)午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年2月28日(月)							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4365-134							
入札方法		一般競争入札(電子・特別簡易型総合評価方式)							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事(R4市道5298号線)(ゼロ債)							
工事場所		さいたま市岩槻区南平野2丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和4年6月30日まで							
概要		延長689m 幅員5.0m~9.3m 舗装工 路面切削工(平均切削厚5cm) 3770㎡ 表層(再生密粒度As-20、t=5cm) 3770㎡ 付帯工一式							
予定価格(税込)		事後公表							
調査基準価格		設定する(失格基準有)							
参加申請受付期間		令和4年2月24日(木)午前9時から 令和4年2月28日(月)午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年3月1日(火)午前9時から 令和4年3月2日(水)午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月3日(木)午後1時50分							

参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月14日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4市道5298号線）（ゼロ債））.pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和4年2月14日（月）午前9時から 令和4年2月22日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年2月28日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第278号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区南本町二丁目25番32
- (2) 指定の年月日 令和4年2月14日
- (3) 指定の番号 第南21-035号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 31.97m

さいたま市告示第279号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

大宮盆栽ブランド化業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年2月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

大宮盆栽ブランド化業務

(2) 履行場所

さいたま市北区盆栽町267-1外

(3) 業務概要

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年6月30日（木）まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は9,248,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p086813.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年3月4日（金）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年2月28日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部観光国際課
担当 観光振興係 電話 048（829）1365

(4) 提出方法

電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年3月3日（木）から令和4年3月7日（月）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年3月9日（水）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p086813.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 業務行程表

ウ 業務経歴書

エ 業務の実施体制調書

オ 見積書

(2) 提出期間

令和4年3月3日(木)から令和4年3月15日(火)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法)

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、大宮盆栽ブランド化業務業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日(翌日)から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

(6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部観光国際課観光振興係

電話 048(829)1365

FAX 048(829)1944

メールアドレス kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西新井字西久保460番2、460番13、460番14、460番15、460番16、460番17

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都東久留米市前沢4-20-18-202

有限会社 住まいるはうす 代表取締役 新井 雄二郎

3 許可番号

令和3年11月22日

第開-N2021125号

4 検査済証番号

令和4年2月14日

第完-N2021125号

さいたま市告示第281号

さいたま市大宮区役所文書保管管理等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市大宮区役所文書保管管理等業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課 外

(3) 業務概要

業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「文書管理」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するとともに、仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課
担当 総務係 電話 048(646)3012

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月2日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年3月3日（木）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-8501 さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

さいたま市大宮区役所区民生活部総務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月9日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月15日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所5階 入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月15日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課

電話 048（646）3012 FAX 048（646）3160

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和4年度歳入歳出予算が令和4年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和4年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市大宮区役所区民生活部総務課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市南区白幡五丁目1497番2、1497番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市南区白幡二丁目12番15号
有限会社ケイ・エス・ワイ 代表取締役 金子 茂
- 3 許可番号
令和4年1月14日
第 変 - S 2 0 2 1 0 2 2 号
- 4 検査済証番号
令和4年2月14日
第 完 - S 2 0 2 1 0 2 2 号

さいたま市告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月15日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区大字大久保領家字川原630番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市大宮区大成町一丁目246
三光ソフラン株式会社 代表取締役 胡 平
- 3 許可番号
令和3年1月21日
第 開 - S 2 0 2 0 0 7 8 号
- 4 検査済証番号
令和4年2月14日
第 完 - S 2 0 2 0 0 7 8 号